

刑法の性犯罪規定の見直しに関する意見書

性犯罪は「魂の殺人」と言われるように、被害者の人権を著しく侵害し、その後の人生に大きな爪痕を残す重大な犯罪です。平成29年6月の法改正において、110年ぶりに性犯罪に関する規定の見直しが行われたことは大きな進歩です。しかし、衆参両院での附帯決議では、幾つかの課題が残ることが指摘されました。

その後、平成31年には、被害者の同意のない性行為であると認定されながらも、無罪判決が相次ぐなど、改正後の規定でもなお不十分であることが指摘されています。

改正法の附則による施行後3年を目途とした見直しに当たり、令和2年6月から「性犯罪に関する刑事法検討会」が開催されました。現在はその検討会の報告書を踏まえ、法制審議会で議論がされています。

今回の改正が性暴力被害者に寄り添ったものとなり、また、性暴力の抑止力となって、性犯罪・性暴力の根絶に向けた実効性のある取組が加速することを望みます。

よって、東大和市議会は、国会及び政府に対し、性犯罪に関する規定について、被害の実態に即した見直しとなるよう、以下の事項を強く求めます。

- 1 暴力・脅迫要件を見直し、同意のない強制性交を処罰するための不同意性交罪の創設など、被害者に寄り添った改正を行うこと。
- 2 性交同意年齢を最低でも16歳未満に引き上げること。
- 3 地位や関係性を悪用した性的行為に関する規定を創設すること。
- 4 被害者が障害児者であることに乗じた性犯罪を位置づけること。
- 5 公訴時効を見直すこと。
- 6 その他、性暴力被害当事者や支援者の意見を尊重した上で、被害の実態に即した処罰規定を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

(議決日) 令和3年12月15日

(送付日) 令和3年12月16日

(送付先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣